

長崎短期大学研究紀要投稿規程

(目的)

第1条 長崎短期大学(以下「本学」という)の紀要刊行に関し必要な事項を定め、円滑な発行に資し、もって學術の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本学の紀要を「長崎短期大学研究紀要」とする。

(発行)

第3条 本紀要の発行は、原則として年1回とし、印刷物及び本学ホームページの掲載により行う。原稿の募集・編集は紀要編集部会が行うものとする。紀要編集委員会の組織及び取り扱う事項は別に定める。

(執筆者)

第4条 執筆者は原則として本学の専任教員とする。ただし、本学の非常勤講師等も投稿することができる。

(種類)

第5条 本紀要に掲載する内容は次に掲げるものとする。

論文

研究ノート

書評

その他、紀要編集委員会の認めたもの。

(掲載条件)

第6条 本紀要に掲載する原稿は、他に未発表のものに限る。また、掲載された論文等の著作権は本学に帰属する。

(事務)

第7条 この規程の事務は、学生支援課が行う。

(改定)

第8条 この規程の改定は、運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。